

住宅確保要配慮者の方のお部屋探しは



“居住支援法人” がサポートしています



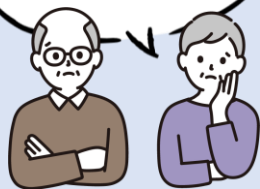
居住支援法人 とは？

住宅セーフティネット法に基づき県が指定する法人で、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に向け、住宅情報の提供や相談対応等を行っています。

住宅確保要配慮者 とは？

住宅セーフティネット法に定める、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯その他住宅の確保に特に配慮を要する方のことを指します。

アパートの取壊して
次の住まいを探して
いるが、見つからない



高齢者

家賃が安い家に
引っ越したい



生活困窮者

希望の住まいが
見つからない



障害者



居住支援法人ではこんなサポートをしています！

🏠 入居前

- ・住まい探しの支援
- ・債務保証に関する支援
- ・契約等入居に関する支援



🏠 入居中

- ・定期的な訪問
- ・見守り



🏠 退去時

- ・退去時の立会い
- ・家財の整理等の支援

※各法人により実施している内容は異なります

